

流山市農業委員会  
平成23年第3回  
総会議事録

平成23年3月25日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成23年第3回総会議事録

1 期 日 平成23年3月25日(金)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 8番 須郷 英夫  
9番 水代 啓司

5 出席委員(16名)

1番 水野 敬久	2番 藤井 俊行
3番 坂巻 忠志	4番 中村 敏則
5番 大作 榮	6番 根本 隆
7番 小林 常男	8番 須郷 英夫
9番 水代 啓司	10番 渋谷 辰夫
11番 戸部 源房	12番 秋間 高義
13番 石井 勇	14番 大塚 侃
15番 吉田 松衛	16番 高市 正義

6 欠席委員(0名)

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長(産業振興部長) 岡田 一美  
次 長 吉田 勝実  
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1) 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可) .....	2
(2) 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) .....	4
(3) 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について .....	7
(4) 議案第14号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について .....	13
(5) 報告第8号 専決処理の報告について .....	14

開会 午後4時03分

高市議長 皆さん、定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。

開会前に申し上げます。

去る3月11日、午後2時46分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生いたしました。

この地震により、岩手県、宮城県、福島県など広い範囲で、震度7から6強の強い揺れを観測しました。

また、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、本市の姉妹都市であります相馬市でも大きな被害が発生いたしました。

発生から2週間を迎えた25日現在、死者は10,035人に上るほか、17,443人の方が行方不明となっております。

ここで、この震災により尊い犠牲となられました皆様の御冥福をお祈りし、黙とうを捧げたいと思います。

皆様の御協力をお願いいたします。

御起立をお願いいたします。

吉田次長 それではよろしく申し上げます。

黙とう

(黙とう)

吉田次長 黙とうを終わります。どうもありがとうございました。

御着席ください。

高市議長 御協力ありがとうございました。

高市議長 それでは、ただ今から平成23年第3回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中16名全員で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。8番、須郷委員、9番、水代委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名をいたします。本日の会議の書記として岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第11号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第14号の「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」までの4議案について、御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第8号の「専決処理の報告について」を御報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御意見、御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」(市許可)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページでございます。

議案第11号

農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成23年3月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに1番でございますが、1番の権利者は流山市名都借に居住されている方で、職業は農業でございます。

次に、申請のあった土地でございますが、申請地は流山市名都借の畑、3筆で3,174㎡でございます。

申請事由につきましては、経営規模の拡張を図るため農地を取得しようとするものでございます。

議案案内図は1ページでございます。

次に2番でございます。2番の権利者は流山市上貝塚に居住されている方で、職業は農業でございます。

次に、申請のあった土地でございますが、申請地は流山市桐ヶ谷の畑、1筆で、83㎡でございます。

申請事由につきましては、農業経営の効率化を図るため農地を取得しようとするものでございます。

議案案内図につきましては2ページでございます。

今月の3条許可申請につきましては、以上の2件でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

本案につきましては、現地調査と関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

最初に1番であります。申請地は流山市立東部中学校の北東、約200メートルに位置している畑で、現況は、野菜収穫後となっております。

申請理由につきましては、農業経営規模の拡張を図るためでございます。

次に、権利者の営農状況であります。権利者は72歳で、権利者の世帯の耕作面積は約1.5ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め4人でございます。

今回取得する畑については、一般的な野菜を作付けするということでございます。

また、耕作については、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでありました。

次に、義務者は、75歳で職業は兼業でございますが、農業を後継するものがないことから農地を処分するものでございます。

次に、2番であります。申請地は桐ヶ谷にある西榮寺の西、約150メートルに位置している畑で、現況はネギの苗などが作付けされておりました。

申請理由につきましては、農作業の効率化を図るためでございます。

次に、権利者の営農状況であります。権利者は85歳で、権利者の世帯の耕作面積は約1.8ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め4人でございます。

今回取得する畑については、ネギ苗、野菜苗などを作付けして行きたいということでございます。

また、耕作については、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでありました。

次に、義務者は、93歳で職業は無職でございますが、高齢のため農業経営を縮小するものでございます。

以上のことを基に審議しましたところ、1番及び2番については、取得後のすべての農地を耕作すること、労働力の確保及び所有農地に隣接しているため農業の効率的利用の確保が図れること。また、下限面積を超えていることなどから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全会一致をも

って、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

11番(戸部委員)1番について土地を売る理由としては、後継者がいないということでしたが、本当にそうなんですか。それから売買価格についてお聞かせ願いたいと思います。

吉田次長 まず、1点目の後継者の関係についてですが、後継者のこともありますが、また、義務者の理由といたしまして、この土地が財務省等から差し押さえされているような状況があるようございまして、その整理をしたいということがあるようでございます。

また、2点目の価格についてですが、1坪あたりに換算いたしますと、約4万円程度の金額でございます。

高市議長 ほかに質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第11号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページでございます。

議案第12号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成23年3月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の5条許可申請は2件でございますが、権利者並びに転用目的や申請内容も同じもので、同一事業案件となっておりますので、1番と2番を一括

して御説明させていただきます。

まず、権利者でございますが、権利者は流山市桐ヶ谷に住所を置く宗教法人でございます。

次に、申請のありました農地でございますが、申請地は流山市桐ヶ谷の畑でございます。申請面積は1番と2番を合わせまして、合計2筆で293㎡でございます。

転用目的につきましては、駐車場用地とするものでございます。

議案案内図は2ページと3ページでございます。

今月の5条許可申請につきましては、以上の2件でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件であります。同一目的の案件でありますので、併せて御報告いたします。

本案については、それぞれ現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、転用目的につきましては、駐車場を建設しようとするものであります。

権利者は、市内の寺院であります。当寺院は檀家約850軒を抱え、年間250件の法要やお盆、彼岸などの墓参り、施餓鬼など多くの人々が参拝に参るということでございます。

参拝者のほとんどが車で来られるということで、現在駐車場を52台分設けているということですが、不足するため、8台分の駐車場を整備しようとするものでございます。

次に、周辺農地への被害防除対策についてでございますが、申請地は浸透舗装するとともに、申請地内にU字溝及び浸透枡を設置し、周辺農地に被害が出ないような対策をするということでございます。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、千葉県立流山おおたかの森高等学校の西400mに位置する農地で、周囲は、住宅地、遊技施設などが連担しており、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、資金計画につきましては、土地代が177万円、建設費が546万円、計723万円で、全額自己資金で賄う計画でございます。金融機関の残高証明書が添付されておりました。

最後に、他法令につきましては、該当ありません。

以上、関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第5条の許可基準となっている、農地区分は第何種農地であるかの「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどについて審査する「一般基準」また、申請面積は妥当かなどの「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

2番(藤井委員)以前にも駐車場を増築されたと思うんですが、今回は松戸・野田県道を横断しないと参拝とか行けなくて、お墓参りは結構お年寄りの方が多いと思うんですが、農業委員会が審議する内容とは違うと思うんですが、委員会の中でこういった安全対策みたいなもの、危険ではないのかとか、そういう部分については御審議されたんでしょうか。それと、お寺側、横断をしなくても、お寺の周りでの転用というのは考えられなかったのでしょうか。

吉田次長 まず1点目の交通安全対策についてでございます。こちらにつきましては、小委員会の方で現地調査、また、申請者を呼んでのヒアリング等を行いました。この中で交通安全対策につきましてもですね、質問をいたしまして確認をしております。申請地前の道路は県道を横断するようになりますけれども、議案案内図の2ページを御覧いただきたいと思いますが、申請地の南側に信号機がございます。参拝者が今回の申請地に車を止めた場合は、その信号機を使って県道を横断するようにと呼びかけていきたいということでした。

それから、県道を隔てての今回の申請でございますけれども、今回の申請地は、1筆はお寺さんの親族の方の名義の土地でございます。この農地を使って不足する駐車場を増設したいということで、今回の申請があったものでございます。

高市議長 よろしいですか、藤井委員。

2番(藤井委員)はい。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

11番(戸部委員)この駐車場用地はいくらで買ったのですか。

大塚委員長 177万円です。坪単価が19,900円です。

11番(戸部委員)先ほどの3条許可申請の2番で、さんがやはり義務者となって農地を処分していますが、農業経営の効率化を図るためとなっているけれども、その辺の理由は具体的にどうなっているんですか。

山口次長補佐 今の戸部委員の御質問でございますけれども、3条許可申請の2番の売買でございますけれども、これにつきましては現在旧県道側に  
さんが所有している農地がございます。その隣が さんの農地でございます  
まして、また、その隣が さんが所有している農地でございます。つまり、  
さんが所有している農地の間に さんの農地が入っている訳でございます。  
これらの土地は昔は参道として使われていたようでございますが、新  
県道側にある さんの農地を旧県道側にある さんの農地と連結させま  
して、一体的に耕作をすることで生産性が上がることとなりますので、お互  
いの農地を等面積で交換した形になる訳でございます。

岡田局長 補足的に案内図の2ページを御覧いただきますと一目瞭然かと思  
います。ちょうど真ん中に さんの土地がありまして、その両サイドに  
さん、 さん所有の土地がありますので、これを交換して集約を図ると  
いうことでございます。

大塚委員長 因みに、この駐車場は狭いために、軽自動車を置くということ  
でございます。縦には置けないので、斜めにして駐車するということでした。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお  
願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第12号については、原案のとおり許可することに決定いたし  
ました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」を議  
題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページでございます。

議案第13号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあ  
ったので、意見を求める。

平成23年3月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月は、27件の諮問がございました。

このうち、1番から6番までにつきましては、新規によるものでございます。

最初に1番でございますが、次の4ページでございます4番までは、権利者が同じ方でございますので、1番から4番までは、一括して御説明させていただきます。

この方の利用権を設定する土地につきましては、流山市の桐ヶ谷、谷、並びに下花輪にございます農地で、1番から4番までを合わせまして、合計、畑10筆で3,711㎡でございます。

議案案内図につきましては、4ページから6ページでございます。

次に、5番でございますが、こちらにつきましても、次の6番の権利者と同じ方でございますので、一括して御説明させていただきます。

利用権を設定する土地につきましては、流山市の南にございます農地で、5番と6番を合わせまして、合計、田4筆で3,012㎡でございます。

議案案内図につきましては、7ページでございます。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思っております。

7番以降につきましては、更新によるものでございます。

初めに、7番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市平方の畑、2筆で1,800㎡でございます。

議案案内図につきましては、8ページでございます。

続きまして8番でございますが、次の9番の権利者と同じ方でございますので、一括して御説明させていただきます。

利用権を設定する土地につきましては、流山市の古間木にございます農地で、8番と9番を合わせまして、合計3筆で3,394㎡でございます。

議案案内図につきましては、7ページでございます。

次に、10番でございますが、この10番から議案書の9ページにございます27番までは、権利者が同じ方でございますので、10番から27番までの18件につきましては、一括して御説明させていただきます。

利用権を設定する土地につきましては、流山市中野久木の畑でございます。合計、18件、畑33筆で24,877㎡でございます。

議案案内図につきましては、10ページでございます。

今月の利用集積計画は以上でございます。新規と更新の合計といたしましては、27件、52筆で36,794㎡でございます。

なお、お手元には平成22年度の1年間の実績表を配布させていただきました。お陰さまで22年度の目標数値を大きく上回ることができました。誠にありがとうございました。

今後も引き続き、利用集積事業の推進に御尽力をいただけますようよろしく  
お願い申し上げます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。  
大塚委員長。

大塚委員長 議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いた  
します。

今月の案件は、新規によるものが6件、更新によるものが21件の計27  
件であります。

最初に新規の1番から4番については、同一の権利者であります。権利者の  
年齢は67歳で、新規就農であり、3,711平方メートルの農地を借り受  
けようとするものでございます。

農業従事者は2名で、その他週に1回パートを4人ほど雇用し、主にキク  
イモ、カボチャ、ジャガイモなどを栽培し、別途経営する酒店の販売促進商  
品として納入するということでもあります。

年間の売り上げは、30万円ほど予定しているということでございます。

次に現地の状況ですが、対象農地は、耕起された状況でございました。

本件については、3年間から10年間の利用権を新たに設定しようとする  
ものであります。

次に、5番、6番については同一の権利者でございますが、権利者の職業  
は農業で年齢は48歳であります。また、営農状況については、耕作面積が  
約1.9ヘクタールで、農業従事者は2名であります。

現地の状況ですが、対象農地は、稲刈り後の状況でございました。

本件については、3年間の利用権を新たに設定しようとするものでありま  
す。

次に、更新分でございますが、7番、権利者の職業は農業で年齢は64歳  
であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.5ヘクタールで、  
農業従事者は3名であります。

現地の状況ですが、対象農地は、耕起済みの状況でございました。

本件については、6年間の利用権を新たに設定しようとするものでありま  
す。

次に、8番、9番については同一の権利者でございますが、権利者の職業  
は農業で年齢は33歳であります。また、営農状況については、耕作面積が  
約8.2ヘクタールで、農業従事者は4名であります。

現地の状況ですが、対象農地は、青ネギが作付けられておりました。

本件については、3年間の利用権を新たに設定しようとするものでありま

す。

次に、10番から27番については同一の権利者でございますが、権利者は農業生産法人で、営農状況については、耕作面積が約3.1ヘクタールで、農業従事者は1名であります。

現地の状況ですが、対象農地は、体験農園となっております。

本件については、今年で貸借期間が満了となるため、引続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

また、本案につきましては、流山市長及び農業生産法人からの体験農園継続経営についての協力依頼文がございました。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案のうち10番から27番については、吉田委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、吉田委員に退席を願い、先に審議いたします。

吉田委員の退席を求めます。

(吉田委員退席)

高市議長 ただいま、体験農園継続への協力について、市長から依頼があった旨、委員長から報告がありました。

つきましては、関係資料を配布いたしますので暫時休憩いたします。

(休憩、文書配布)

高市議長 会議を再開いたします。

これより、本案のうち10番から27番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

11番(戸部委員) この体験農園は、当初からいろいろ問題があった。当初から2.6ヘクタールで開始した訳だけれども利用する人が少ない。大変な状況なんですね。この点については流山市の方は拡大のためにどういうふうに考えているのですか。それからもう一つ未利用地の場合ですね、ペットとの触れ合いの場ということで、この前も市長から依頼があって認めた訳だけれども、例えば体験農園を終わった後は、今度は自分がつくりたいということで、市民農園とか、いろいろな方法が考えられる訳ですよ。この辺については流山市ではどういう提案を提示してきたのですか。

岡田産業振興部長 この拡大の話し合いにつきましては、市農政課と当該農業生産法人との間で色々協議をしましてまいりました。しかしながら、その運営の方法はですね、1品目ごとに指導をされている方の下に栽培を行っております。多品目の栽培ができないという制約がありました関係から、なかなか新たな借り手が現れませんでした。このため、経営の安定のために利用料等の値上げをさせていただいたところではありますが、なお、利用率の方は増加しない状況でございます。100名前後の方に留まっております。未利用地がまだある状況でございます。

今後は、行政といたしましても、市のモデルケースとしてですね、スタートさせていただいている部分もございまして、更なる利用が図られますように、体験農園を卒業された方々に対してもう少し幅の広い使われ方があってもいいのではなかろうかと、農業生産法人の方とも協議いたしまして、農業の基礎を学んでいただく方は従来の体験農園を通じて、ステップアップを図れるようなシステムを双方協議して行ければと思っております。

なお、未利用地につきましては、大勢の方にその農園の体験を通じて土と触れ合っていたらこうということから、まだ、経験のない方もそういったところからスタートをしていただくためのよい機会であろうかと思っております。

いずれにいたしましても、農政としては、委員御提案のありましたように、新たな使いみちを絡めて行きまして利用者を増やしていきたい、このように考えております。

11番(戸部委員) 全く初めから、新川耕地のこの未利用地の活用とか、遊休農地を増加させないということから、発展した提案を全然していない訳ですよ。ですからこのように行き詰ってくる訳ですよ。何を考えているんですか。

岡田産業振興部長 まさしく御指摘のとおりでございます。現在、新川耕地有効活用計画がありながら遅々として進まない点もあります。我々もその意味では大いに反省をしております。今後、この発展が周辺に良い影響を及ぼすようにしなければと思っております。

私もこの一月に着任した訳でございますけれども、未利用地につきましては、一反でも二反でも利用が図られますように努力していきたいと思っております。

11番(戸部委員) 岡田部長は自らも農園作っていると思いますが、その経験も踏まえてきちっとした対応を図っていかないと、新川耕地全体を良くする方策を、あるいは農産物直売所の問題も含めて、長期的にきちっとこれを出して行かないと農業生産法人の経営が行き詰ってしまうと思っておりますので、

やって下さいと言って後は放りっぱなしではどうにもならないと思います。  
岡田産業振興部長 その点については先ほども申し上げましたが、大いなる反省点でございます。一步一步前進させるように私も責任を持って対処してまいります。

11番（戸部委員）はい、解りました。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

2番（藤井委員）ここは流山インターチェンジからも近い場所なんですね。都心からも来ようと思えば来れると思うんですが、利用者で都心からきている方っていらっしゃるかどうかわかりになりますか。

吉田次長 事務局では把握しておりません。

2番（藤井委員）畑をやるのに車で行く方もいらっしゃるかと思いますが、駐車場、水、トイレといった設備は整っているのでしょうか。

岡田産業振興部長 駐車場はございませんが、作物栽培用の井戸、仮設トイレ等がございます。それらの設備が整っていればもっと利用者も増えるのではないかと思います。農地法との関連もございまして制約もございまして、設備を投下できない事情もございます。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

（なしの声あり）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号のうち10番から27番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第13号のうち10番から27番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

吉田委員の除斥を解きます。

（吉田委員入室）

高市議長 次に、本案のうち1番から9番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いします。

2番（藤井委員）使用貸借と賃貸借についてですが、使用貸借については金額が書かれていませんが、その違いについて教えてください。

吉田次長 使用貸借と賃貸借、利用権の移転の原因には二通りございます。まず、使用貸借につきましては、お金の受け渡しのない、いわゆるタダでの貸し借り、無料の貸し借りが使用貸借でございます。お金の受け渡しのあるものが賃貸借でございます。

2番（藤井委員）ただで貸してくれるんですか。

大塚委員長 この場合は、親戚だということです。

高市議長 よろしいですか。ほかに御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号のうち1番から9番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第13号の1番から9番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第14号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の11ページを御覧いただきたいと思います。

議案第14号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認を次のとおりとする。

平成23年3月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今日は、3件でございます。

初めに1番でございますが、特例を受けている農地につきましては、流山市西平井にございます田、4筆、3,263㎡と、畑、1筆、484㎡でございます。合計では5筆、3,747㎡でございます。

議案案内図につきましては、11ページでございます。

次に、議案書の12ページをお開きください。

2番でございますが、特例を受けている農地につきましては、流山市駒木台にございます畑3筆、3,151㎡でございます。

議案案内図につきましては、12ページでございます。

次に、3番でございますが、特例を受けている農地につきましては、流山市駒木台にございます畑4筆、1,414.97㎡でございます。

議案案内図につきましては、同じく12ページでございます。

なお、先ほどの2番の相続人と3番の相続人の関係は夫婦ということでございます。

今月の利用状況の確認につきましては、以上の3件でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第14号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」御報告いたします。

本件につきましては、相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の利用状況の確認について松戸税務署から依頼があったものでありまして、今回は3件の現地調査を実施し、審議を行いました。

現地の状況であります。1番の対象農地につきましては、西平井・鱈ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業区域内の農地であり、字横枕の農地2筆については使用収益が開始されており、耕起が行われておりましたが、他の農地については、造成工事が行われておりました。

次に、2番の対象農地でございますが、ネギなどの野菜が作付けされ、適正に耕作が行われておりました。

次に、3番の対象農地でございますが、耕起が行われ、サトイモやジャガイモが作付けられ、適正な管理が行われておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案の1番については、一部の農地は、「自ら農地として使用」、他の農地については「土地区画整理事業区域内で造成中」として回答、2番及び3番については、「自ら農地として使用」として回答するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は挙手を願います。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手を願います。

挙手、全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第8号「専決処理の報告について」報告を求めます。  
吉田次長

吉田次長 議案書の13ページでございます。

報告第8号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年3月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

これは先月の2月分でございます、7件の届出がございました。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が5件、宅地拡張が1件、駐車場が1件でございます。

以上、7件、21筆、4,990.5㎡、地目別の内訳といたしましては、田、10筆、1,963㎡、畑、11筆、3,027.5㎡でございます。

次に議案書の15ページでございます。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら先月の2月分でございます、全部で22件の届出がございました。

内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳といたしましては、売買が19件、共有物分割が2件、使用貸借が1件でございます。

また、転用目的別といたしましては、住宅用地が15件、宅地拡張が1件、駐車場が6件ございました。

以上、22件、50筆、13,694.57㎡、内訳は田が19筆5,657㎡、畑が31筆、8,037.57㎡ございました。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

11番(戸部委員)農地法第5条第1項第6号の規定による届出の15番と21番について、お聞きしたいと思います。

この売買価格についてと、買えるような状況になってきたのかどうか。また、前の傾向と比べて今回はどうなのか。あるいは今後どうなのか。

吉田次長 こちらの売買価格につきましては、届出ということで法令で定め

られた事項が記載されておれば受理せざるを得ない形でございまして、届出様式の中には価格の記載欄がございませんので、価格については把握してございません。

11番（戸部委員）前のおときと比べてどうなのか。急に今回たくさん出てきているようですのでね。権利者は大会社のように、広大な土地を買っているようですから。こういう傾向、変化が起きてきたのかどうかということです。

岡田局長 区画整理の進捗の関係がございまして、仮換地指定や使用収益の開始に伴いまして売買が成立してくるようございまして、木地区についてはなかなか難しいとは思いますが、西平井地区についてはかなり進んできている状況から、今後もこのような現象が起きて来るものと認識しております。

高市議長 ほかにございますか。

（なしの声あり）

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成23年第3回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後5時06分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成23年3月25日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 須郷 英夫

流山市農業委員会委員 水代 啓司